

十和田湖冬物語2024

冬の十和田湖を遊びつくそう。

御協賛のお願い



「十和田湖冬物語2024」 ご協賛のお願い

十和田八幡平国立公園「十和田湖」は、全国各地から観光客が訪れる東北を代表する景勝地です。しかし、寒さが厳しくなる冬は、十和田湖をはじめ、北東北の観光客が減少し、通年観光の実現が長年の課題となっております。

こうしたことから、十和田湖冬物語実行委員会では、冬の十和田湖畔への誘客、宿泊を促し、十和田湖畔の冬季観光の振興を図るとともに、青森、秋田の周遊につなげ、地域の発展に資するため、「十和田湖冬物語2024」を開催いたします。

「十和田湖冬物語2024」では、厳寒の澄んだ夜空を彩る冬花火、県境に位置する特徴を生かした食の魅力、美しい大自然の中で行われる各種のアクティビティ等を提供し、自然環境を生かした地域振興・観光振興に寄与するものと考えております。

つきましては、「十和田湖冬物語2024」の趣旨をご理解のうえ、ぜひご協賛を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年12月吉日

十和田湖冬物語実行委員会

実行委員長 中村秀行

(一般社団法人十和田湖国立公園協会 理事長)

事務局 一般社団法人 十和田奥入瀬観光機構

十和田湖冬物語2024 協賛申込書

十和田湖冬物語実行委員会

実行委員長

中村秀行 様

〒018-5501 十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋486

十和田湖観光交流センターぷらっと 内

TEL:0176-75-1531 FAX:0176-75-1535 fuyumonogatari@towada.travel

「十和田湖冬物語2024」の趣旨に賛同し、次のとおり協賛を申し込み、冬季観光振興の取り組みを支援します。

○申込者

〒 -
所在地
団体名・事業所名
代表者職・氏名 印

○連絡担当者

氏名
所属・職名
電話 (内線)
fax

○申込内容

1協賛金	金	円
2物品協賛	品名	数量
	単価	総額
3広報協賛	内容	円相当

「十和田湖冬物語」協賛要項

(趣旨)

第1条 この要項は、「十和田湖冬物語」の趣旨に賛同する法人その他団体（以下「法人等」という。）が協賛する際の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(協賛)

第2条 この要項において、協賛とは、法人等が、十和田湖冬物語実行委員会（以下「実行委員会」という）に対して行う次に掲げる行為とする。

- (1) 十和田湖冬物語に要する資金の提供
- (2) 十和田湖冬物語に要する物品等の提供又は貸与
- (3) 法人等が保有する新聞、雑誌、テレビ及びラジオ等のメディアを活用した広報

(協賛の募集期間)

第3条 協賛の募集期間は、毎年度4月1日から12月31日までとする。ただし、応募状況に応じて募集期間を延長することができるものとする。

(協賛依頼)

第4条 実行委員会は、十和田湖冬物語の趣旨に賛同する法人等に対し、協賛を依頼するものとする。

(協賛の申出等)

第5条 協賛を行おうとする法人等は、あらかじめ協賛申込書（様式第1号）を実行委員会に提出するものとする。

2 実行委員会は、協賛申込書の提出があった場合において、第10条の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、申込みを行った者（以下「申込者」という。）に対し、速やかに協賛を依頼するものとする。

(資金協賛の方法)

第6条 申込者のうち第2条第1号に規定する協賛を行おうとする者は、前条第2項の規定による依頼を受けた場合には、現金書留若しくは銀行振込又は実行委員会への持参により、協賛しようとする金額を一括して納付するものとする。

2 協賛金の領収書は、原則として、現金書留及び実行委員会への持参による納付をした場合に発行するものとし、銀行振込による納付の場合には、金融機関が発行する振込金受取書で代えるものとする。ただし、実行委員会は、申込者の申出があった場合は、銀行振込による納付であっても、協賛金の領収書を発行するものとする。

(物品等協賛の方法)

第7条 申込者のうち第2条第2号に規定する協賛を行おうとする者は、第5条第2項の規定による依頼を受けた場合には、実行委員会が指定する方法により、物品等を納入するものとする。

(広報協賛の方法)

第8条 申込者のうち第2条第3号に規定する協賛を行おうとする者は、第5条第2項の規定による依頼を受けた場合には、広報の内容について、事前に実行委員会と協議し、実施するものとする。

2 申込者は、前項の協賛を実施した場合には、実行委員会に実施状況を報告するものとする。

(協賛特典)

第9条 第6条第1項の規定により協賛を行った者は、ホームページ、ポスター、チラシ等において、法人名を公表するものとする。

2 第7条又は前条第1項の規定により協賛を行った者は、ホームページ、ポスター、チラシ等において、法人名を公表するものとする。

(協賛申込書の不受理等)

第10条 実行委員会は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合には、

協賛申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨を通知するものとする。

- (1) 特定の政治、思想若しくは宗教等の活動を目的とした者、又は十和田湖冬物語を特定の政治、思想若しくは宗教等の活動に利用するおそれのある者
- (2) 法令又は公序良俗に反する者
- (3) 十和田湖冬物語について、品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げるおそれがある者
- (4) その他実行委員会が不相当と判断する者